

柑橘防除実証実験事業業務仕様書

1 目的

柑橘栽培において、病虫害防除作業が農家にとっては、高温時に雨具等を着用しての散布や急傾斜地での手作業による散布など、過酷な労働となっている。

そこで、近年水稻や野菜の防除に導入が図られているマルチローター式小型無人機（以下「ドローン」という。）を活用し、柑橘栽培における防除の可能性について実証実験を行う。

2 事業の概要

大崎下島地域農業振興対策会議（以下「委託者」という。）が指定したミカン園とレモン園において、ドローンを用いて農薬散布実証実験を行う。

(1) 事業実施場所

委託者が指定する大崎下島及び豊島地内の圃場（ミカン園及びレモン園 概ね各5a）

(2) 調査の方法

- ◎ 航空法、農薬使用基準を遵守すること。
- ◎ 使用するドローンは、一般社団法人農林水産航空協会（以下「農水協」という。）による登録がなされ、かつ適切に定期点検が行われている機体であること。
- ◎ オペレーターは、農水協から安全かつ適正な空中散布が実施できる技術や知識を有する旨の認定を受けた者であること。また、ナビゲータについても、ドローンを用いた農薬等の散布に関する知識を習得している者を、適正な人数配置すること。
- ◎ 周辺農地へ農薬が飛散しないよう十分注意するとともに、安全対策を万全に行うこと。
- ◎ 調査で使用するドローンの、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」の「別表2」性能確認された機体の一覧（以下「別表2」という。）の果樹欄に適用拡大を目指すため、あらかじめ農水協と調査内容、調査方法、調査回数等を確認・協議の上、事業を実施すること。
- ◎ 機体の垂直方向への推力につられて発生する降気流（ダウンウォッシュ）や急傾斜地の地理的特性、気温上昇に伴う上昇気流等の影響等について考慮・留意し、散布・調査を行うこと。

- ◎ 使用する農薬は、委託者が提供する物を使用すること。
- ◎ 天候等により、指定された日時に散布が困難であると予想されるとき、または明らかに散布できないと判断される場合は、委託者・受託者の双方が早めに連絡を取り合い、協議の上、日時を変更するなど臨機応変に対応するものとする。
- ◎ 散布後の病害虫発生状況調査及び収穫後成品率は、委託者が行うものとする。なお、成品率が悪く、実験圃場所有者へ補償が必要となったときは、委託者が補償対応するものとする。

以上のことを踏まえて、柑橘園地における、ドローンによる農薬散布が効果的に行えるかを確認するため、指定日時、指定回数、農薬等の落下分散状況等の調査を行う。

(3) 調査結果の報告

調査・分析結果を取りまとめ、事業実施期間内に書面2部及び電子データ（PDF及びWord）で報告するものとする。

(4) 事業実施に伴う許可・承認・届出等の実施

受託者は、本事業を行うにあたり、必要となる航空法に基づく許可・承認を得るとともに、広島県無人航空機利用技術指導要領に基づく空中散布実施計画書及び空中散布実施実績書を作成し、広島県に提出すること。

(5) 使用したドローンの、別表2への適用拡大に向けた申請

受託者は、本事業における散布結果に基づき、その効果が認められる場合は、農水協に対し、果樹欄に適用拡大の申請を行うこととする。

3 事業の実施期間

委託契約締結日から平成31年3月11日までとする。

4 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、その都度係員と協議の上、処理するものとする。